第十条　効力発生、改正及び終了

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を、原子力協力協定の効力発生の日以後、外交上の経路を通じて行い、これらの通告が受領された日に効力を生ずる。

2　この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を外交上の経路を通じて書面で通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長される。

3　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、1に規定する手続と同様の手続に従って効力を生ずる。

4　2の規定にかかわらず、この協定は、原子力協力協定が終了する場合には、終了する。

5　いずれの一方の締約国政府も、原子力協力協定の下での協力が停止された場合には、この協定の下での協力を停止することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

ひとしく正文である日本語、トルコ語及び英語により本書二通を作成し、二千十三年四月二十六日に東京で、及び二千十三年五月三日にアンカラで署名した。これらの言語の本文の解釈に関し紛争が生ずる場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
岸田文雄

トルコ共和国政府のために
タネル・ユルドゥズ

附属書　施設国政府契約の不可欠の要素

施設国政府契約の不可欠の要素（トルコ共和国政府及び関係する事業参加者、すなわち、トルコ共和国発電合同会社（以下「EUAS」という。）、三菱重工業株式会社及び伊藤忠商事株式会社によって、この協定の署名の日において想定されているもの）は、次のとおりである。

1　事業の実施

(a)　事業の実施は、トルコ共和国の法令に従い、かつ、事業契約により行われる。

(b)　事業の目的は、事業用地に建設される四基のATMEA1型炉から成る原子力発電所（以下「NPP」という。）の設計、エンジニアリング、調達、建設、運転、保守、修理、補修及び廃止を行うことである。

(c)　事業用地（森林地を含む。）は、トルコ共和国政府によって、NPPの廃止までの間、事業に関連する活動を実施するため、事業会社に無償で割り当てられる。

(d)　事業の商業的採算及び事業の実施のための事業用地の妥当性を評価するための実行可能性調査（以下「実行可能性調査」という。）は、EUAS又はEUASによって形成される事業体（以下「トルコ共和国の事業体」という。）と三菱重工業株式会社及び他の団体によって形成される事業体（以下「日本国の事業体」という。）との間で合意される条件に基づいて行われる。

(e)　事業会社は、適時に、選定された用地についてトルコ共和国の規制機関によって要求される詳細な調査を完了させ、当該用地に係る報告書を当該用地の免許のためトルコ共和国の規制機関に提出する。

(f)　事業会社は、トルコ共和国政府及び事業会社によって合意される指針に従い、事業会社の設立後二年以内に、事業がトルコ共和国の経済及び産業に与える影響、関連する産業及び企業についての評価並びに原子力産業の分野に関する人材の評価を報告する経済影響評価を完了させる。事業会社による予備的な経済影響評価は、事業会社の設立後一年以内に完了するものとする。

2　事業会社

事業会社は、トルコ共和国の関係法令及び関連する事業契約の条件に従い、NPPの設計、エンジニアリング、調達、建設、運転、保守、修理、補修及び廃止を行う。事業会社は、NPPに関連する基盤の整備に関しては、事業用地内の基盤の整備についてのみ責任を負い、事業用地外の基盤の整備については責任を負わない。

3　事業資金

(a)　事業の費用は、プロジェクト・ファイナンスの形式による信用供与（七十パーセント）並びに日本国の事業体及びEUAS又はトルコ共和国の事業体による株式の引受け（三十パーセント）の組合せにより、賄われる。

(b)　事業会社は、実行可能性調査の結果に従うこと及び相当の注意が払われることを条件として、適当な場合には独立行政法人日本貿易保険の支援を得て、(a)の信用供与を確保するため、適当な日本国の金融機関（特に株式会社国際協力銀行）と資金調達契約を締結する。

4　電力購入契約

(a)　トルコ共和国電気取引請負会社は、トルコ共和国政府と関係する事業参加者との間で行われた議論に基づき、事業会社と電力購入契約を締結する。

(b)　(a)の議論において算出された電気料金「十・八〇／十・八三」米国セント毎キロワット時（付加価値税を含まない。）は、次の仮定に基づくものである。

(i)　事業用地に四基が建設される。四基の試運転の開始は、それぞれ一号基につき二千二十三年、二号基につき二千二十四年、三号基につき二千二十七年及び四号基につき二千二十八年である。

(ii)　電力購入契約は、それぞれの基の商業運転の日から二十年間有効である。

(iii)　電気料金は、二十年間の平均である。

(iv)　電気料金は、実行可能性調査の結果に従い、かつ、価格調整の仕組みの下で設定される。

(v)　送電及び出力周波数の制御の間の電気の喪失の合計は、二パーセントである。

(vi)　燃料の費用は、電気料金に含まれず、転嫁の原則に基づいて加算される。

(vii)　廃棄物管理及び廃止のための積立金（合計〇・三〇米国セント毎キロワット時）は、電気料金に含まれる。

(viii)　トルコ共和国政府は、事業会社の株式の四十九パーセントが現金により引き受けられることを確保する責任を負う。

(ix)　日本国の事業体は、事業会社の株式の五十一パーセントが現金により引き受けられることを確保する責任を負う。

(x)　EUASは、電力購入契約が有効である限り、事業会社の「三十パーセント／四十九パーセント」の株式を保有する。

(xi)　日本国の事業体は、電力購入契約が有効である限り、事業会社の五十一パーセントの株式を保有する。

(xii)　EUAS及び他の事業参加者には、異なる内部収益率が適用される。

(c)　電力購入契約が効力を失った後、事業会社の全ての株主は、その保有する株式ごとに等しい権利を有し、及び同一の内部収益率の適用を受ける資格を有する。

5　送電線

トルコ共和国政府は、トルコ共和国送電会社が、NPPの屋外開閉所に接続される送電線の設計、調達、建設、運転、保全、修理、補修及び資金調達を自己の負担で行う責任を負うことを確保するとともに、当該送電線が適時にNPPの利用に供されることを確保する。

6　使用済燃料及び放射性廃棄物の最終処分

トルコ共和国政府は、トルコ共和国の法令に従い、使用済燃料及び放射性廃棄物の最終処分について責任を負う。事業会社は、トルコ共和国の原子力発電所の建設及び運転並びに電力の売却に関する法律（第五千七百十号）第五条4の規定に従い、4(b)(viii)に規定する廃棄物管理のための積立金として〇・一五米国セント毎キロワット時を支払う。